

12 地方創生に資する省エネルギー政策・再生可能エネルギー政策の推進について

地球温暖化対策は、人類の喫緊の課題であり、昨年12月に気候変動枠組条約の締結国全てが参加するパリ協定が採択され、地球温暖化対策は新たな推進の段階に入った。

我が国は、平成23年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって、大規模集中的なエネルギー供給の脆弱性があらわになり、政府はエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大を推進しているところである。

電力需給状況の検証や予測による節電の呼び掛け、固定価格買取制度の創設などにより、国民の節電・省エネルギーの意識が高まり、再生可能エネルギーの導入は進みつつある。

しかし、さらにエネルギーの分散化・効率的な利用を推進し、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造を実現していかなければならない。そのためには、電力の需給状況の検討の際に、再生可能エネルギーによる発電量を正確に反映するほか、地域特性を踏まえた省エネルギーを推進し、固定価格買取制度における諸課題には、特に地方創生に資するよう対応していく必要がある。

については、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 最大電力需要の抑制と節電の推進について

- (1) 最大電力需要の抑制を効果的に行うために、再生可能エネルギーによる発電量を含めた正確な電力需給状況を、時間ごと、地域ごとに把握できる仕組みを構築すること。

- (2) 冬季の節電・省エネルギーを推進するため、電気を熱源とする暖房機器（ハロゲンヒーター、電気カーペット、電気こたつ等）をトップランナー制度及び統一省エネラベルの対象とすること。

2 固定価格買取制度の見直し

- (1) 再生可能エネルギーの認定に当たっては、適正な発電事業となるよう、施工、事業実施中の点検・保守、及び事業終了後の設備撤去・処理等について明確な基準を設けるとともに、その遵守を図るために違反時における処分を厳格に行うこと。あわせて、自然環境や地域社会に一定の影響を及ぼすおそれのある発電設備の認定に当たっては、地方自治体に意見を照会するなど、あらかじめ地域の意見を聞く措置を講じること。
- (2) 入札のような価格低減のための仕組みを導入する場合にあっては、地域主体の事業者の参入を阻害することがないように、極めて大規模な太陽光発電設備に限定するとともに、入札対象事業の認定に当たってのガイドラインの策定など、地域との合意形成や環境への配慮が確保される措置を講じること。
- (3) 太陽光発電設備の価格・調達区分については、地域住民や中小企業者が実施する再エネ事業が価格面で不利にならないよう、地方創生に資する戦略的な価格・調達区分設定（設備規模を細分化した、屋根・野立て別の設定）を速やかに行うこと。